

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画の変更に係る都市計画の案を作成したので、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該案を縦覧に供します。

なお、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

平成29年1月20日

京都市長 門川 大作

1 地区計画の名称

明倫元学区地区地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

京都市中京区饅頭屋町、七観音町、烏帽子屋町、鯉山町、山伏山町、菊水鉾町、了頓
囃子町、観音堂町、三条町、六角町、百足屋町、骨屋町、玉蔵町、西六角町、橋弁慶町、
姥柳町、不動町、占出山町、天神山町及び西錦小路町

京都市中京区場之町、柿本町、役行者町、町頭町、手洗水町、筭町、小結棚町、炭之
座町、御倉町、衣棚町、釜座町、姉西洞院町、梅忠町、堂之前町、一蓮社町及び元法然
寺町並びに下京区郭巨山町、月鉾町及び函谷鉾町の各一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

4 縦覧期間

平成29年1月20日から同年2月3日まで（ただし、土曜日及び日曜日は除く。）

5 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

6 意見書の提出

当該都市計画の案について意見書を提出しようとする方は、住所、氏名及び都市計画の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧期間満了の日までに（必着。ただし、郵送による場合は、期間満了の日までの消印のあるものは有効）、

京都市都市計画局都市企画部都市計画課に直接持参又は郵送（〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地，京都市都市計画局都市企画部都市計画課），ファックス（075-222-3472）若しくは電子メール（tokeika@city.kyoto.lg.jp）によって提出してください。

7 問合せ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

電話番号 075-222-3505

(都市計画局都市企画部都市計画課)